

意見書作成日が、平成24年4月1日～平成24年4月30日の場合、「平成24年4月分」と記入

平成 年 月 分

保険者番号

保険者番号は被保険者が属する
介護保険の保険者番号を記入

被保険者証に記載の介護保険の被保険者番号を記入
新規申請等で番号を未取得の場合、数字の“9”で埋める

被 保 険 者	被保険者番号										
	氏名										
	生年月日	1 明治	2 大正	3 昭和	性別	1 男	2 女				

請 求 医 療 機 関	事業所番号										
	事業所名称										
	所在地										
		電話番号	()								

意見書作成日についてのみ記入

作成依頼書	平成	年	月	日	依頼番号						保険者確認	※
意見書作成日	平成	年	月	日	意見書送付日	平成	年	月	日			

「新規」・「継続」いずれかに○をする
それぞれ、「在宅」・「継続」と

意見書作成料	種別	1 在宅	2 施設	1 新規	2 継続	金額						円
--------	----	------	------	------	------	----	--	--	--	--	--	---

「5,000円」
「4,000円」
「3,000円」
のいずれかを記入

内 訳	点 数				摘 要						
	1	2	3	4							
診 断											
検 査	胸部単純X線撮影										
	血液一般検査										
	血液化学検査										
	尿中一般物質定性 ・半定量検査										
合 計					点数合計×10円						円

請 求 額	意見書作成料					円
	診断・検査費用					円
	消費税					円
	合計					円

主治医意見書料は、在宅・施設別、新規・継続（更新・変更）申請別に以下の金額とす

	在宅	施設
新規申請者	5,000円	4,000円
継続申請者	4,000円	3,000円

主治医がなく主訴もない者が要介護認定を行った場合、意見書に記載するのに必要な診察・検査について、初診料及び医師の判断に応じて行った検査等（以下のものに限る。）に対し、診療報酬単価に基づき積算した額を請求することができる。

- 【医師の判断に基づき行う検査の範囲】
- ・胸部単純X線撮影
 - ・血液一般検査
 - ・血液化学検査
 - ・尿中一般物質定性
 - ・半定量検査